第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項	
二十二分の十	法附則第九条の七、	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内
二十一分の十	令和二年四月及び五月に法第七十二条の百三の規定により当該地方税に係る税額控除の額を控除した税額を徴収する場合（同条の規定により当該税額控除の額を控除した税額を徴収する場合以外の場合にあつては、当該税額）において、	